

第5次 あさぎり町地域福祉計画

令和7年3月

あさぎり町

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. あさぎり町の保健・福祉のまちづくりが目指す姿	1
2. 地域福祉推進の考え方	3
第2章 地域福祉を取り巻く状況	4
1. 統計データからみるあさぎり町の状況	4
2. アンケート調査からみる現状	6
3. 関係団体紙面インタビュー調査からみる現状	14
4. 前計画の取り組み状況	16
5. あさぎり町の今後の保健・福祉のまちづくりに必要なこと	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	22
4. 取り組むうえでの地域の範囲	22
第4章 施策の展開	23
基本目標1 お互いを思いやり、つながりのなかで健やかに暮らせる	23
基本目標2 安全・安心な地域で誰もがいきいきと暮らせる	27
基本目標3 困りごとが包括的・重層的な支援につながり、安心して暮らせる	35
第5章 あさぎり町成年後見制度利用促進計画	41
1. 計画策定の背景	41
2. 成年後見制度の種類	42
3. あさぎり町の成年後見制度に関する状況	43
4. 施策の展開	45
第6章 計画の推進体制	47
1. 計画の周知	47
2. 計画の評価・確認	47
3. 取り組み評価項目	47
資料編	49
1. 用語解説（五十音順）	50
2. 策定経過	51
3. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会条例	52
4. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員名簿	54

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. あさぎり町の保健・福祉のまちづくりが目指す姿

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことを指しています。

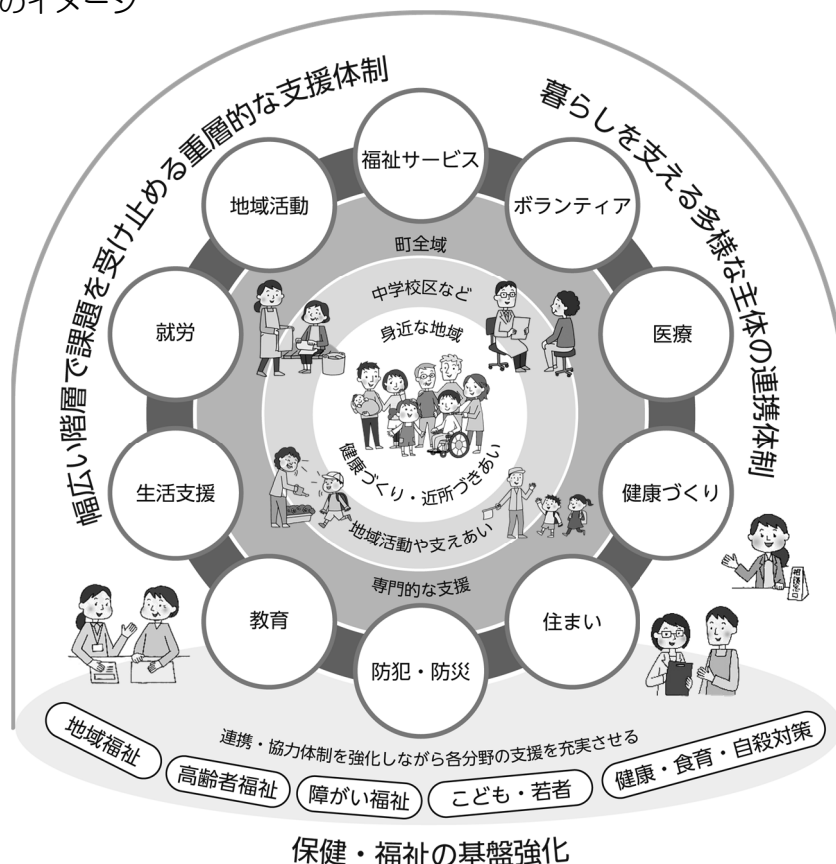
例えば、障がいのあるこどもを育てている保護者が、「障がい福祉」「こども・子育て」どちらに相談していいのかわからなくなったり、地域となかなか関わりを持てない世帯の方が困りごとを抱えてしまったときなど、一つの分野だけでなく、複数の分野や関係機関、地域が連携することで、困りごとの解決や必要な支援につながります。

また、普段からの近所づきあいを通じてお互いの健康を気かけ合ったり、行政や関係機関の支援を得ながら、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことは、一人ひとりが健康を維持する意識を持ち、安心していきいきと暮らせる地域の実現にもつながります。

このように誰もが「つながり」や「支えあい」のなかで、安心して地域でともに生きることができる社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けて取り組みを進めていくことは、人口の減少や、地域のつながりの希薄化が進むあさぎり町においても非常に重要です。

あさぎり町においては、保健・福祉分野において、地域共生社会の実現を目指すことを念頭に取り組みを進めます。

■地域共生社会のイメージ



(2) 重層的支援体制の整備

国においては、地域住民の抱える複雑化・多様化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として、属性を問わず広く地域住民を対象とし、多様なニーズや社会の変化に対応でき、誰もが安心して暮らすことができる地域の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設されました。令和3年4月に施行された改正社会福祉法で、事業の創設等について規定されています。

これは、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

あさぎり町においては、令和6年度より重層的支援体制整備事業の本格的な実施の準備段階の取り組みである「移行準備事業」を進めています。第5次あさぎり町地域福祉計画においては、地域共生社会の実現に向けて、重要な役割を担う重層的支援体制を整備していくことを念頭に、取り組みを展開していくこととします。

(3) SDGs との連携

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに世界中で達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。あさぎり町では保健・福祉に関する施策をSDGsの目標と結びつけ展開することで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。



2. 地域福祉推進の考え方

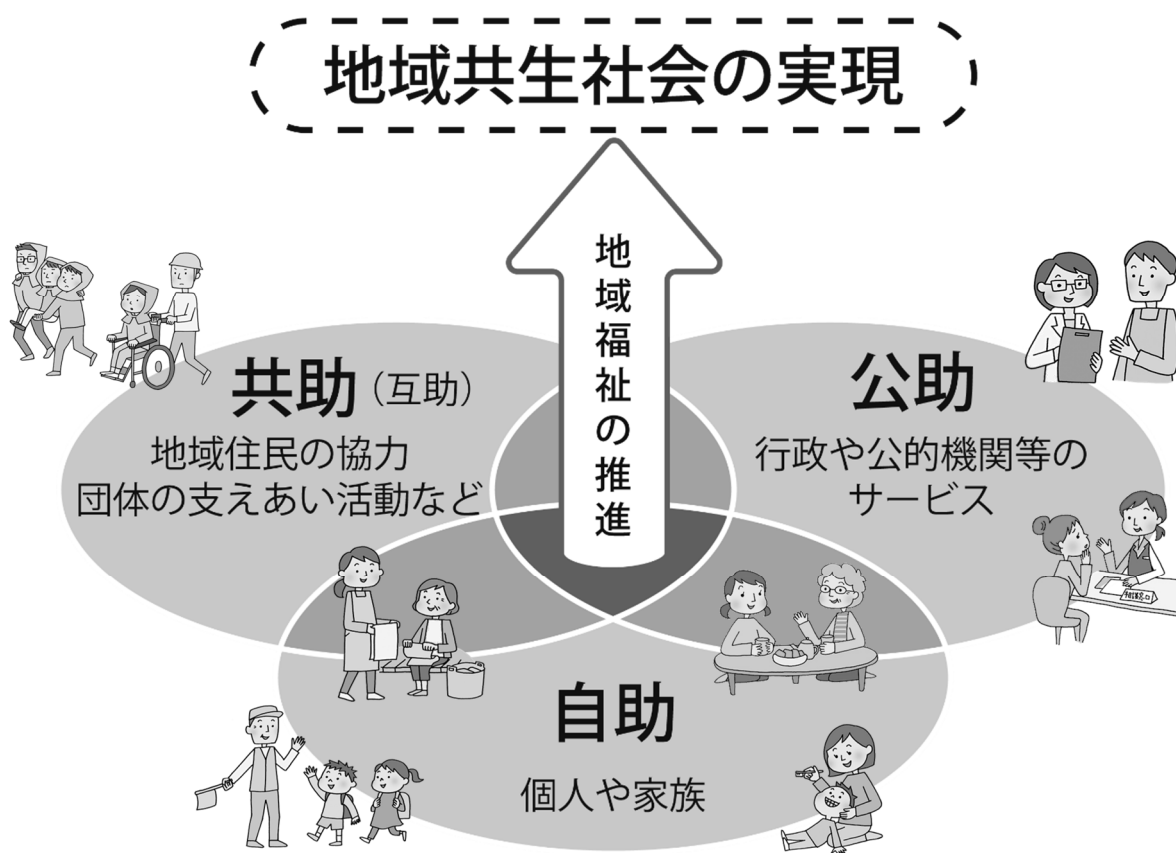
地域福祉を推進し、誰もが支えあいのところを持ったり、課題を解決できるようにしていくためには、住民、地域、団体、関係機関や行政などが、「自助」「共助（互助）」「公助」の考え方のもとで、それぞれが自分のできることから取り組み、お互いの関係を構築していくことが重要です。

「自助」は地域福祉の基礎となる考え方です。私たちが豊かな生活を送るために、健康に気を使ったり、隣近所とのつながりを持つといった、一人ひとりが努力することがあてはまります。

「共助（互助）」は、地域で暮らすみんなで支えあったり、自発的に活動を行うなど、地域力の向上につながる取り組みがあてはまります。

「公助」は行政や公的機関等が行う福祉サービスなどを通じた課題の解決への取り組みのことを指します。制度や法律に基づくため、「制度の狭間」が生じることもあり、関係機関が連携することで、複数の公助の取り組みを一体的に機能させることで、狭間を埋めていくことが重要です。

「自助」「共助（互助）」「公助」はどこかの要素だけに頼るのではなく、それぞれがバランスよく機能していくことが重要です。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

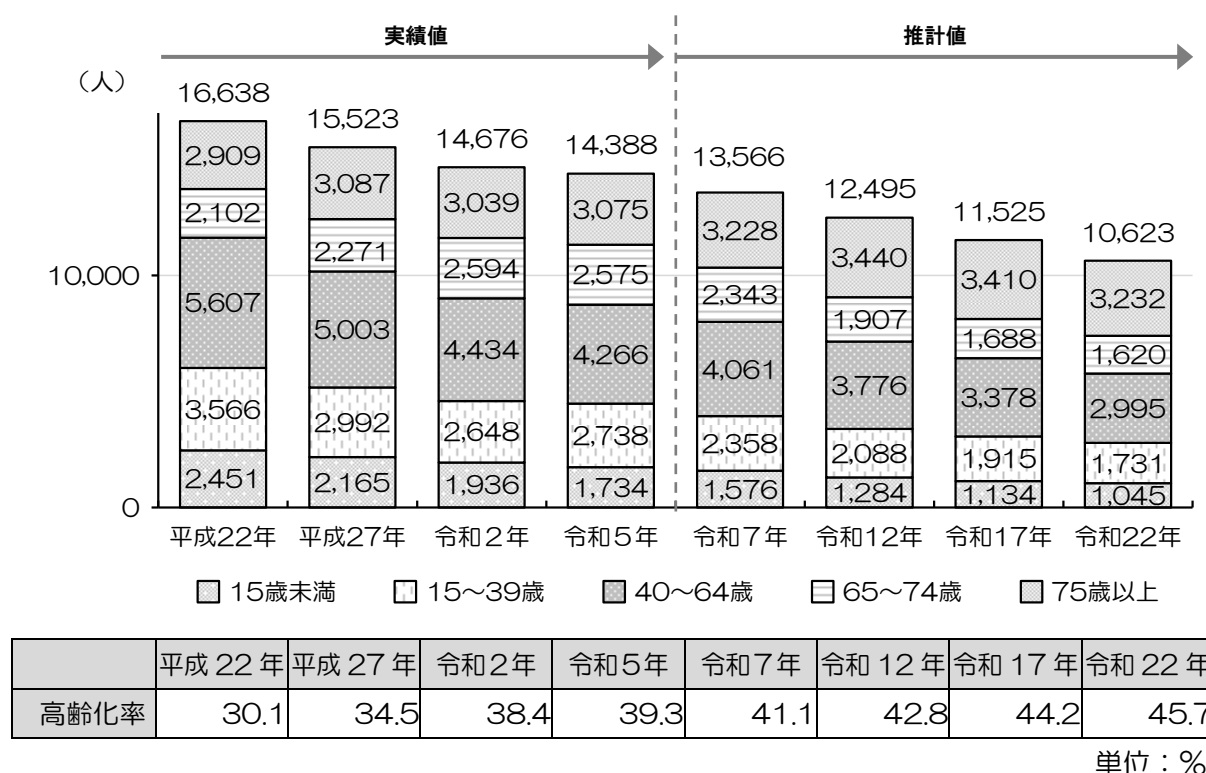
1. 統計データからみるあさぎり町の状況

(1) 人口と高齢化率の状況

あさぎり町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年には14,388人となっています。平成22年と比較すると、2,250人の減少となっています。今後も総人口は減少傾向で推移すると推計されており、令和22年には、10,623人になると見込まれています。

年齢を5区分別にみると、75歳以上人口のみ令和12年まで増加、それ以外の年代は減少していく見込みとなっており、今後も少子高齢化が進行していくとみられます。

■年齢5区分別人口と高齢化率



資料：令和2年まで：国勢調査

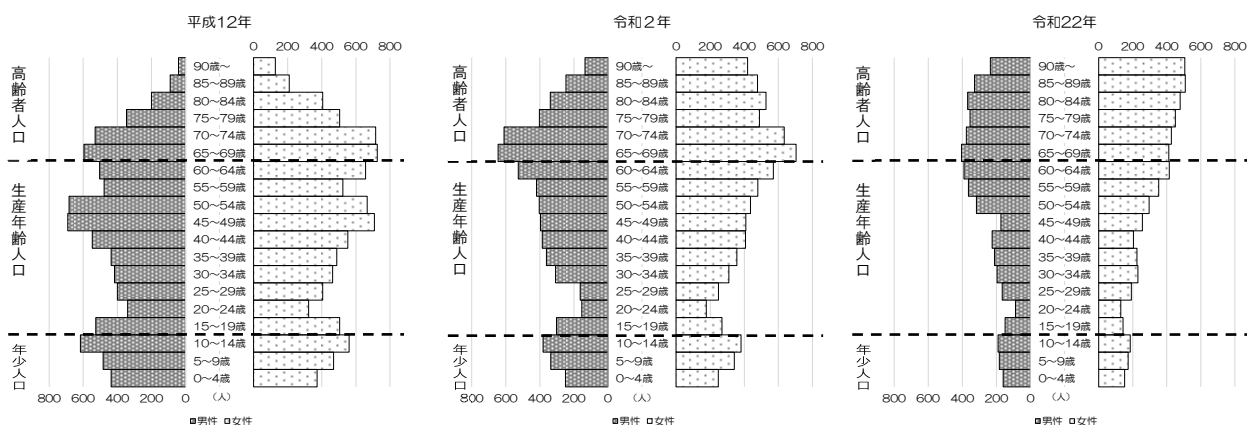
令和5年：住民基本台帳人口（10月末時点）

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

※総数は「年齢不詳」を含むため、各項目の合計と一致しない

(2) 人口構成の推移

あさぎり町の人口構成の推移をみると、平成12年から令和2年の実績値、令和22年の推計値にかけて、人口を占める割合の高い世代（人口ピラミッドの飛び出している部分）が徐々に高い年代へと推移しており、高齢者が多く、若い世代が少ない状態が進行していることがわかります。また、人口ピラミッド全体の大きさも小さくなっており、総人口の減少も進行しています。

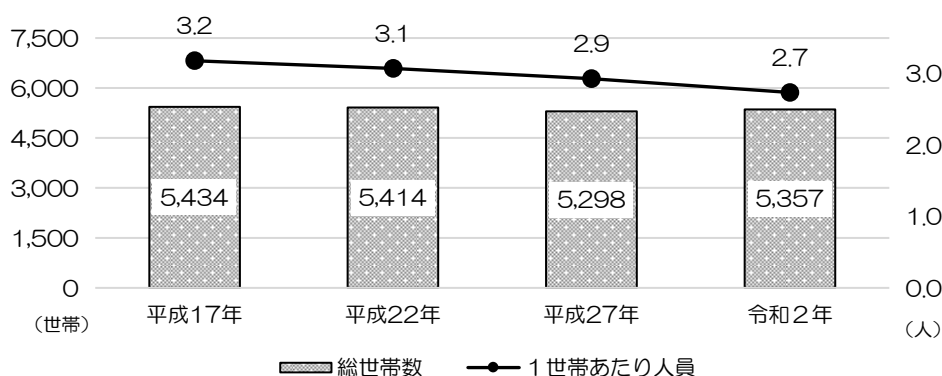


資料：令和2年まで：国勢調査

令和22年：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 世帯数の推移

あさぎり町の世帯数は平成27年まで減少していましたが、令和2年に増加し、5,357世帯となっています。一方で、人口は減少傾向となっているため、1世帯あたりに住んでいる人数は、平成17年の3.2人から令和2年の2.7人まで減少しており、世帯の縮小化が進んでいます。



資料：国勢調査

2. アンケート調査からみる現状

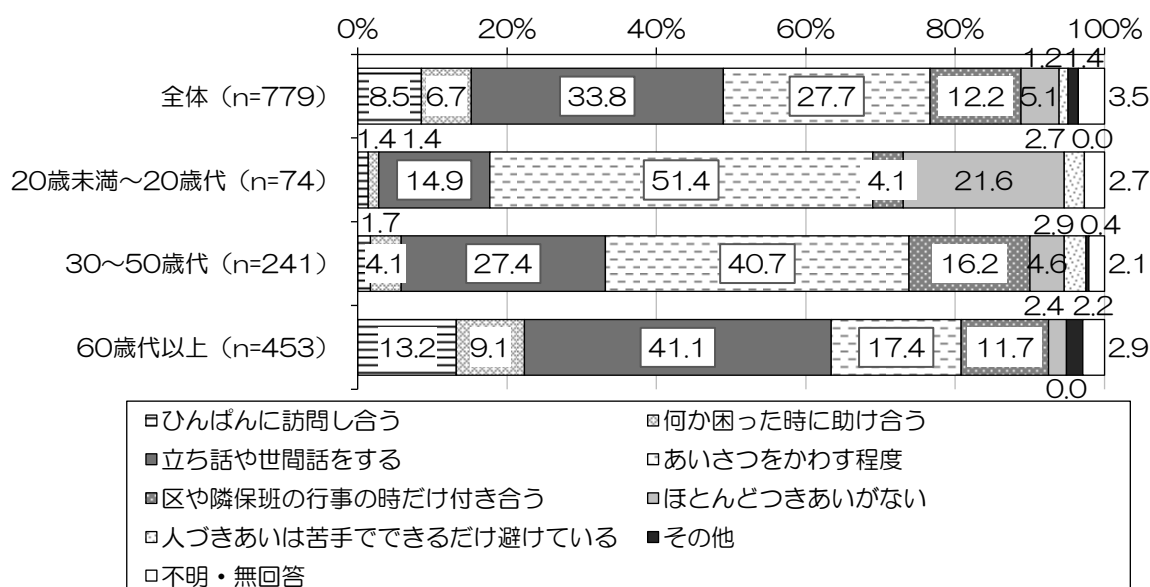
(1) 調査概要

計画策定にあたり実施した第5次あさぎり町保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査の結果を抜粋し掲載しています。調査概要は以下の通りです。

調査種別	第5次あさぎり町保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査
調査期間	令和6年7月9日（火）～7月24日（水）
調査対象	あさぎり町内に住所を有する満18歳以上の方2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布 WEB 回答または郵送による回収
配布/回収数	発送：2,000件/有効回収数：779件（39.0%）

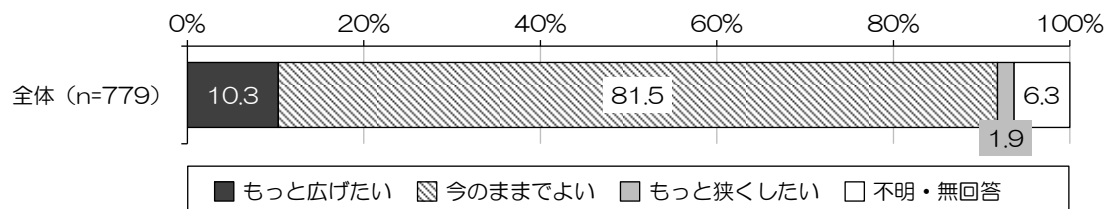
(2) 近所づきあいの程度

近所づきあいの状況は、「立ち話や世間話をする」が最も多く、「あいさつをかわす程度」が続いています。年代別に見ると、60歳代以上では「立ち話や世間話をする」が最も多くなっていますが、30～50歳代と20歳未満～20歳代では「あいさつをかわす程度」が最も多くなっています。また、20歳未満～20歳代では「ほとんどづきあいが無い」の項目も、他の年代と比べて多くなっています。



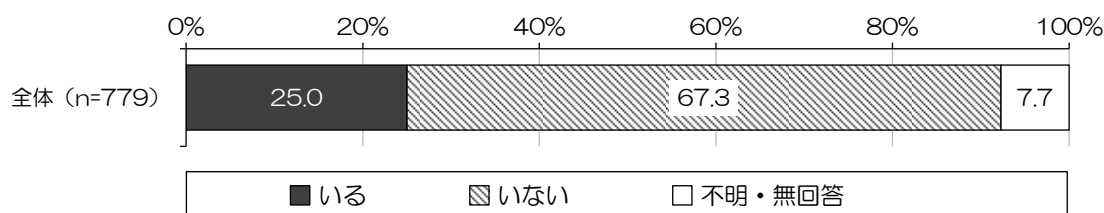
(3) 近所づきあいの今後の意向

近所づきあいを今後どうしていきたいかについてみると、「もっと広げたい」と答えた割合は全体の1割となっており、「今のままでよい」が8割と最も多くなっています。

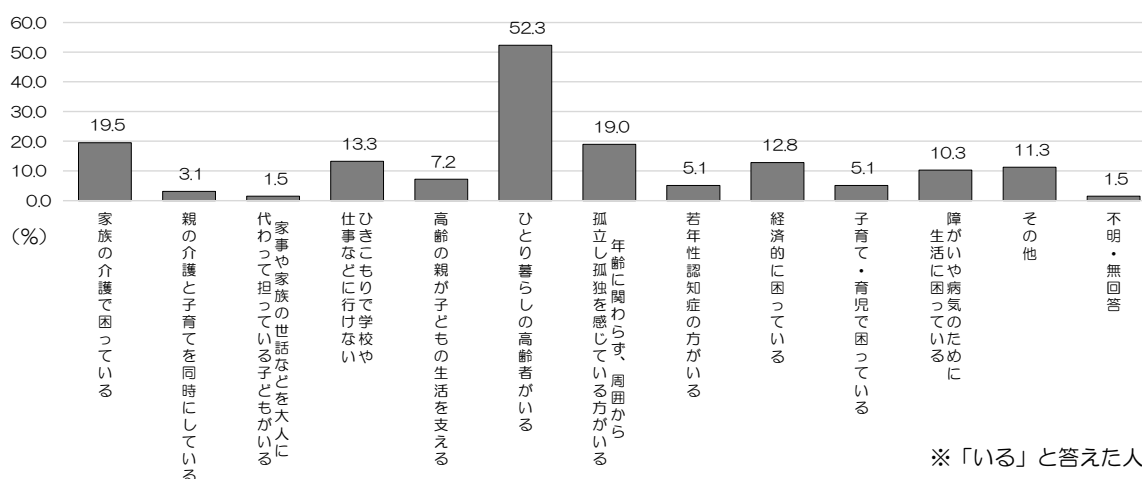


(4) 世帯内や地域で気にかかる人の有無とその状況

世帯内や地域で気になる人が「いる」と答えた割合は全体の4分の1となっています。また、気にかかる人の状況を見ると、「ひとり暮らしの高齢者がいる」が最も多く、「家族の介護で困っている」「年齢に関わらず、周囲から孤立し孤独を感じている方がいる」「ひきこもりで学校や仕事などに行けない」が続いています。



全体 (n=195)

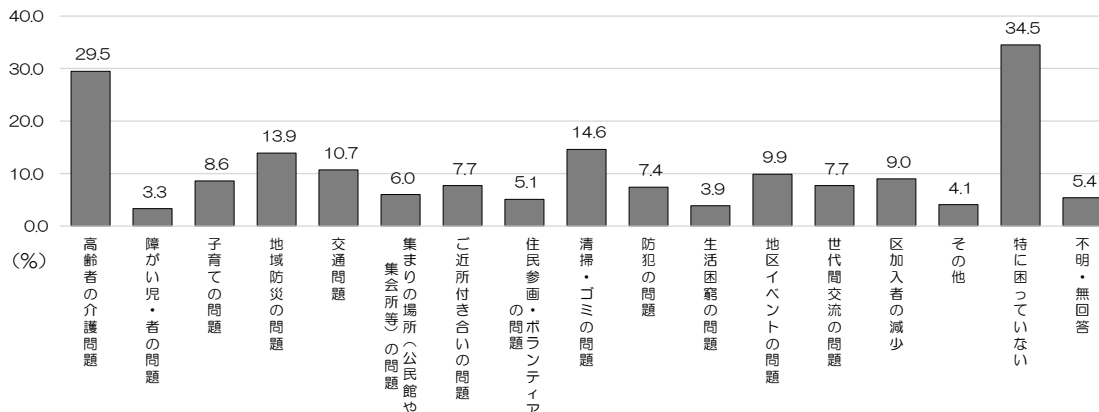


※「いる」と答えた人のみ回答

(5) 地域で課題となっていること

住んでいる地域において課題となっていることをみると、「特に困っていない」が最も多く、次いで「高齢者の介護問題」「清掃・ゴミの問題」が続いています。

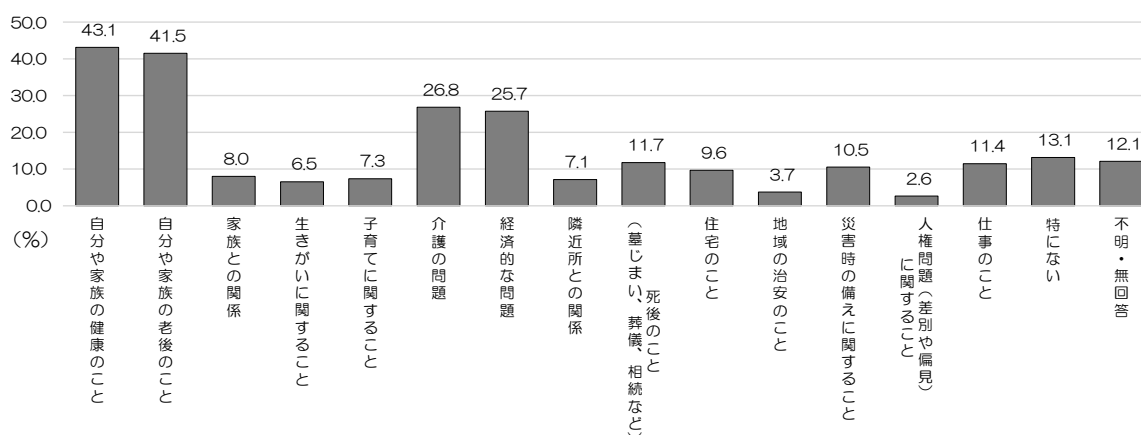
全体 (n=779)



(6) 日々の生活で感じている「不安」や「悩み」

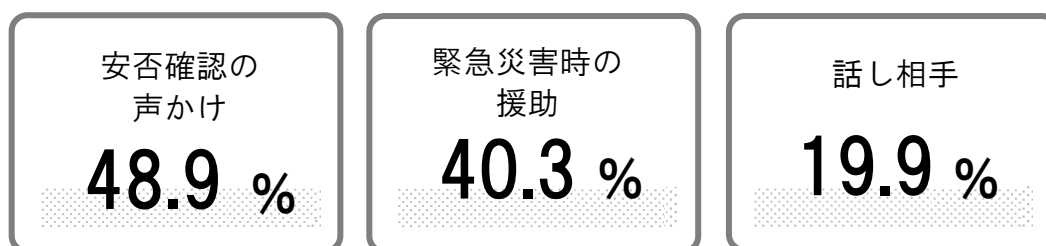
日々の生活のなかで感じている「不安」や「悩み」は、「自分や家族の健康のこと」が最も多く、「自分や家族の老後のこと」「介護の問題」「経済的な問題」が続いています。

全体 (n=779)



(7) 手助けが必要になったとき、近所の人にしてほしい支援

手助けが必要になったとき、近所の人にしてほしい支援についてみると、「安否確認の声かけ」が最も多く約5割となっています。次いで「緊急災害時の援助」「話し相手」が続いています。



※9項目中、「その他」「わからない」を除く回答数の多かった3項目

(8) 気軽に集まれる場所に必要なこと

気軽に集まれる場所に必要なことについてみると、「高齢者から子どもまで誰もが参加できる」が最も多く約5割となっています。次いで「いつでも開放されていて、誰かがいる」「同じ世代の人が集まり話ができる」が続いています。

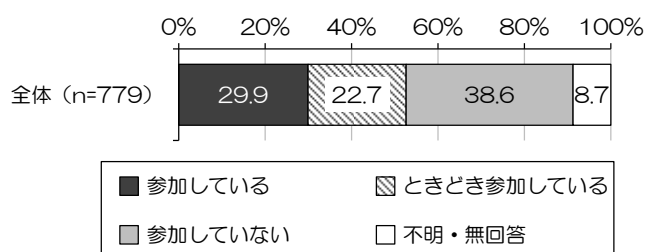


※8項目中、「その他」を除く回答数の多かった3項目

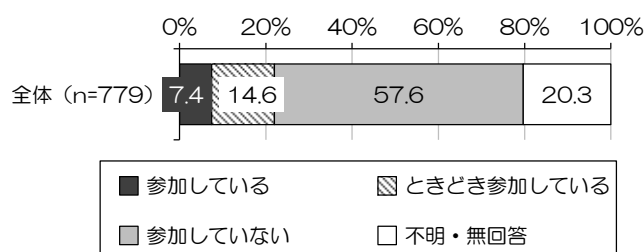
(9) 地域活動の参加状況

地域活動の参加状況をみると、「自治会や隣保班など住んでいる地区の地域活動」における「参加している」「ときどき参加している」の合計は半数を超えていますが、「ボランティア活動やNPO、福祉に関する当事者活動など」は2割程度となっています。

■自治会や隣保班など住んでいる地区の地域活動

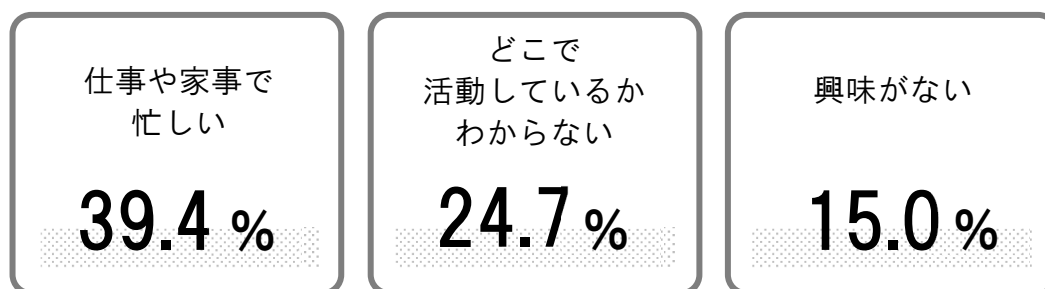


■ボランティア活動やNPO、福祉に関する当事者活動など



(10) 活動に参加していない理由

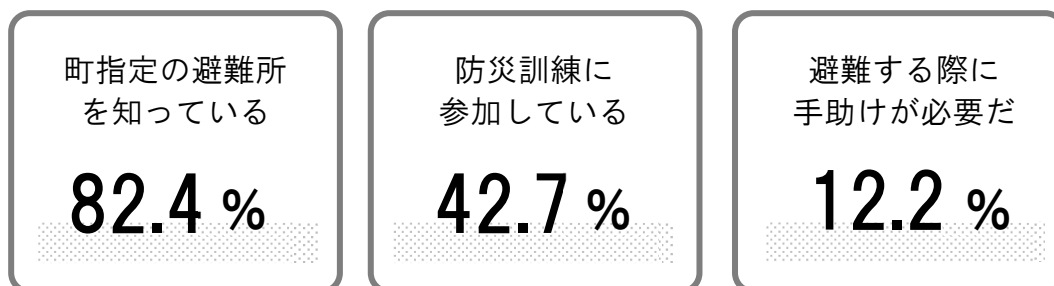
上記のいずれかにおいて「参加していない」と答えた方の理由についてみると、「仕事や家事で忙しい」が最も多く、「どこで活動しているかわからない」「興味がない」が続いています。



※7項目中、「その他」を除く回答数の多かった3項目

(11) 災害への備え

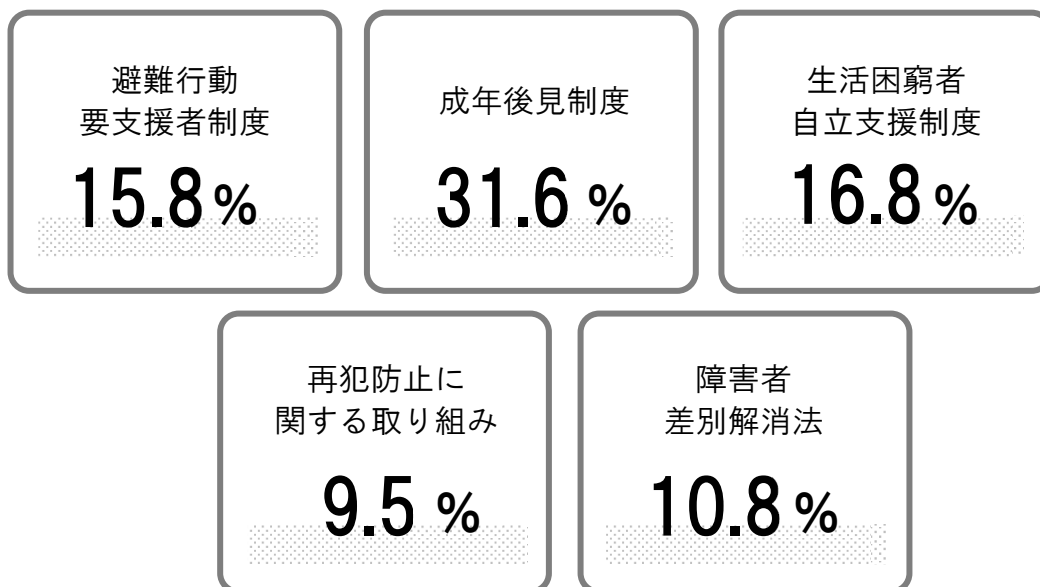
災害時の備えについてみると、町指定の避難所については認知度が8割と高くなっていますが、防災訓練の参加については、半数以下となっています。また、約1割が避難する際に支援が必要な状況となっています。



※各項目で、「はい」と答えた割合

(12) 福祉に関する制度や取り組みなどの認知度

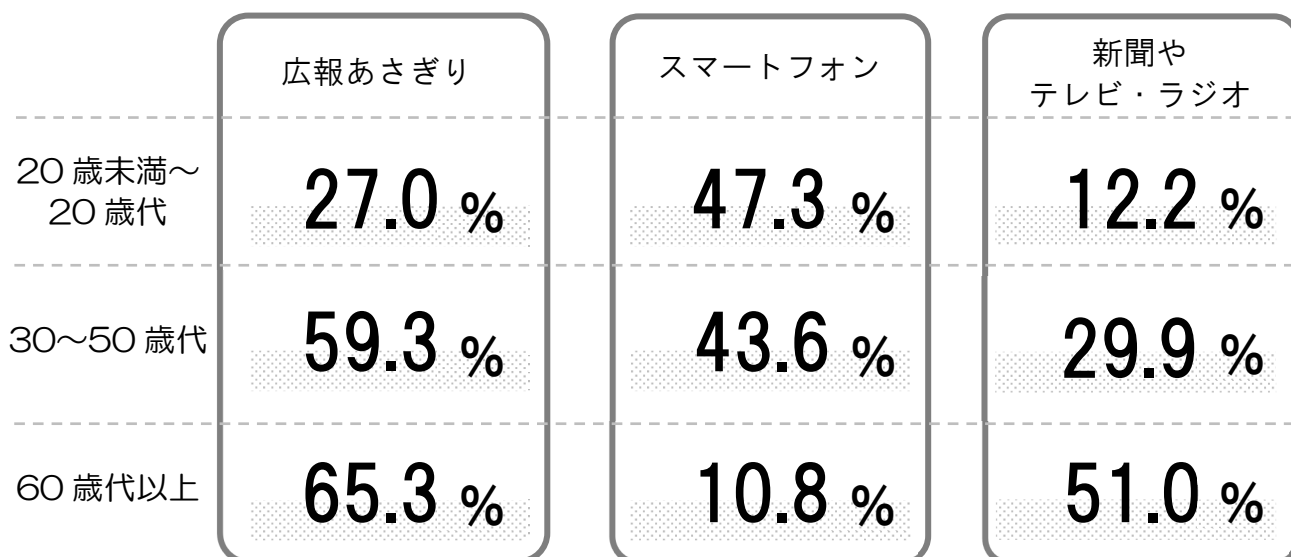
福祉に関する制度や取り組みの認知度をみると、「成年後見制度」が最も高く3割となっていますが、それ以外の項目については1割程度、「再犯防止に関する取り組み」については1割未満となっています。



※各項目で、「聞いたこともあり、内容も知っている」と答えた割合

(13) 福祉に関する情報を得る手段

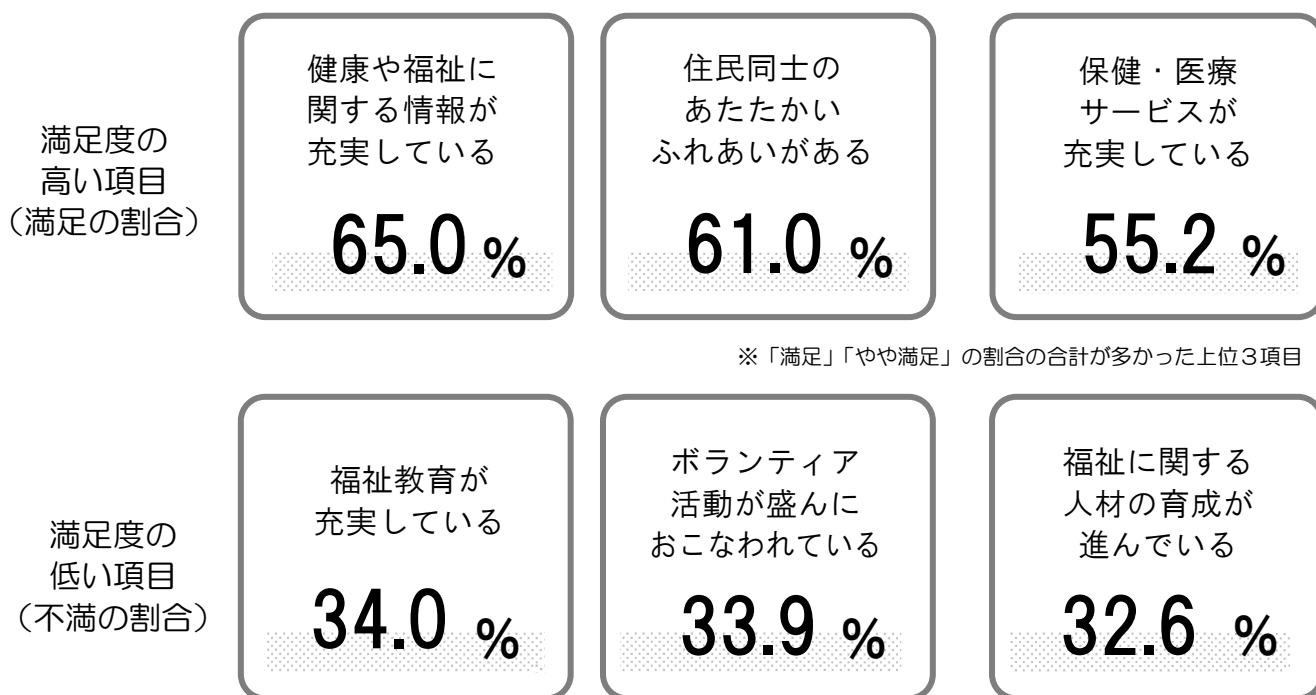
福祉に関する情報を得る手段については、いずれの年代においても「広報あさぎり」が多く上がっており、特に30歳代以上では半数以上となっています。一方で、20歳未満～20歳代、30～50歳代については「スマートフォン」が多く、60歳代以上においては、「新聞やテレビ・ラジオ」が多くなっており、世代ごとに情報を得る手段が異なっていることがわかります。



※13項目中、回答数の最も多かった項目と、年代ごとに差のあった2項目

(14) 福祉に関する取り組みの満足度

福祉に関する取り組みの満足度をみると、健康や福祉に関する情報や地域のふれあい、医療サービスに関する項目で満足度が高くなっています。一方で、福祉教育やボランティア活動、福祉人材の育成については、不満の割合が高くなっています。

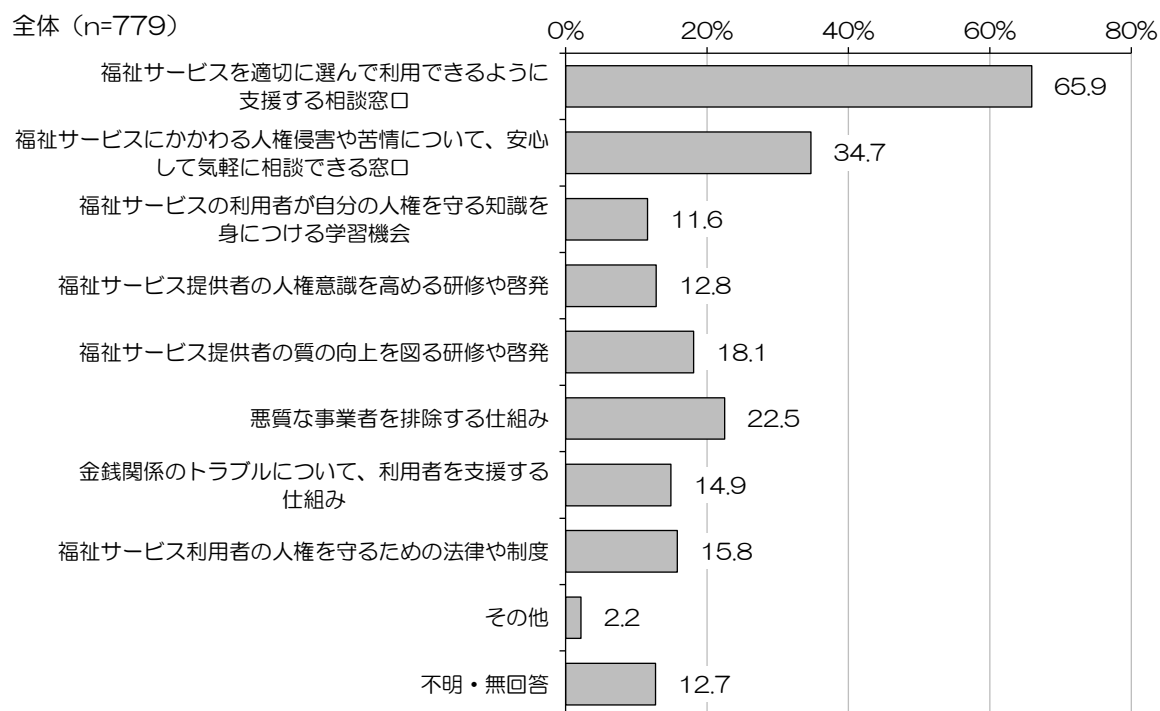


※「満足」「やや満足」の割合の合計が多かった上位3項目

※「やや不満」「不満」の割合の合計が多かった上位3項目

(15) 福祉サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこと

福祉サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきことについてみると、「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口」が最も多く、「福祉サービスにかかわる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口」「悪質な事業者を排除する仕組み」が続いています。



(16) 福祉に関する取り組みの今後の重要度

福祉に関する取り組みの今後の重要度をみると、子育てや医療・福祉サービス、災害・防災対策の強化において重要度が高くなっています。

重要度の
高い項目

安心して
子育てができる

50.3 %

医療・福祉
サービスが
充実している

49.0 %

災害・防災対策が
充実し、安心して
暮らせる

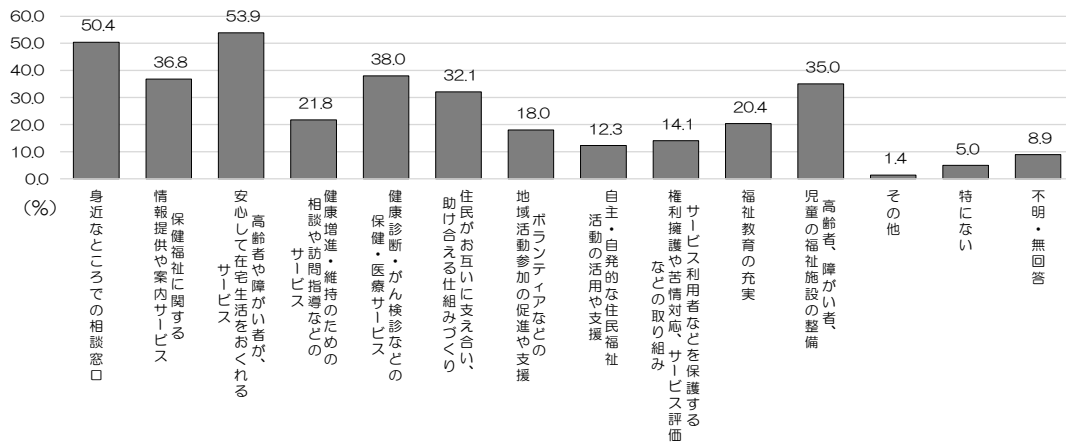
48.7 %

※「重要」「やや重要」の割合の合計が多かった上位3項目

(17) 今後のあさぎり町の健康・福祉の充実のために必要な取り組み

今後の健康・福祉の充実のために必要な取り組みをみると、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」が最も多く、「身近なところでの相談窓口」「健康診断・がん検診などの保健・医療サービス」が続いています。

全体 (n=779)



3. 関係団体紙面インタビュー調査からみる現状

(1) 調査概要

計画策定にあたって、町内で活動している関係団体等を対象に紙面によるインタビュー調査を行いました。上げられた意見やあさぎり町の課題を分類し以下に概要を掲載しています。

調査種別	第5次あさぎり町保健福祉総合計画策定のための関係団体紙面インタビュー調査
調査期間	令和6年7月9日（火）～7月31日（水）
調査対象	あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会登録団体から抽出
調査方法	郵送による配布 WEB 回答または郵送による回収
配布/回収数	発送：32 件/有効回収数：21 件

※回答結果を基に、文章を編集しています。

(2) 人とのつながりに関する課題

高齢化が進み、地域活動の担い手も減少している。	一人ひとりの健康意識や行動が不十分だと感じる。イベントや啓発活動の強化が必要だと感じる。
高齢者など、健康に暮らすために身体づくり運動の開催などの生きがいづくりが必要。	見守り活動で訪問しても、留守にしている方も多く、状況が把握できない。
障がいのある人への正しい理解が必要。	世代間の考え方の違い。無関心な人が増えている。若い世代の理解と協力で維持していく必要がある。
引きこもりやニートなど、家族が「知られたくない」という気持ちがあり、把握と対応が難しい。	一人ひとりに深く関係を築くのではなく、何か変化がないか心がけることが大切。
老々介護の世帯が増加している。	

(3) 地域に関する課題

地域の住民が集える場が減少している。	情報の共有や行政区・団体との連携が必要だと思う。活動を継続していくための支援も不足している。
クラブ活動などでは、継続的な参加者が少なく、不定期の利用の人が多い。	男女に関わらず、地域活動に主体的に参加できる環境づくりが必要。
地域ごとに活動内容に特色がある。よい取り組みは他の地域や町全域に広めていけたらよい。	学校だけではなく、地域での親子教室など、様々な学びの場や地域で子どもを育てる環境をつくっていく必要がある。
安全、安心はもとより、子どもからお年寄りまで笑顔で交流する地域づくりを推進していく必要がある。	

(4) 安全・安心や支援体制に関する課題

行政からの情報が届いていないケースもある。また、難しい言葉などでわかりづらいところもある。	一人ひとりの防災意識の向上に向けた防災教育の充実が必要。
災害発生時の対応において、個人情報など十分に共有できないことがある。	デジタル化が進む中で、対応できない方への対策が必要。
子どもたちの見守りなど、安全は大人が守っていく必要がある。	障がいのある人など、災害発生時に避難や避難先での生活に不安を抱えている人がいる。
町民の中にも主体的に学んでいる人もいる。行政の専門的な支援体制を強化しながら、地域の人材を活用していく必要がある。	ICT を活用したサービスを導入することで、住民の利便性向上につながると思う。

4. 前計画の取り組み状況

第4次あさぎり町地域福祉計画での主な取り組み状況は以下の通りです。

① 相談支援・情報提供の充実

- 各種相談窓口を設置し、こころの健康、栄養、生活保護、法律相談、生活など、様々な分野において相談支援を実施しました。
- 町が実施している各種福祉サービスや相談窓口について、町広報紙やパンフレット、町ホームページ、町公式 LINE などを通じた情報発信を行いました。
- 成年後見制度や権利擁護事業に関する理解を深めるため、人吉球磨成年後見センターと連携し講演会や講座の開催を行いました。

② 地域福祉活動の活性化

- 地域における見守り・声かけ活動に対する支援を行うとともに、実施していない地域においては説明会の実施を行いました。
- 民生委員・児童委員と連携し、支援が必要な世帯の把握や情報共有を行いました。
- 社会福祉協議会が実施する「ご近所支え合いネットワーク事業」について、各地域に働きかけを行いました。
- 町民の健康意識の向上に向けて、いきいき百歳体操や地域サロン活動などの町民の主体的な取り組みの支援のほか、民間企業と連携した健康運動教室を実施しました。

③ ボランティア活動の充実

- ボランティア団体への活動支援のほか、連絡協議会に加盟している団体同士のつながりづくりに努めました。
- 社会福祉協議会が実施している地域支え合い体制整備事業や「かちゃあボランティア」について、取り組み内容の周知や活動に関する情報共有を行いました。

④ 地域ネットワークの充実

- 認知症にやさしい地域づくりの推進を目的として、認知症サポーター養成講座を学校や事業所で実施したほか、オレンジカフェや認知症予防講演会を実施しました。
- こどもが地域において安心して暮らせるよう、医療費の助成や就学に関する相談支援、地域における通学路パトロールの支援を行いました。
- 障がいのある人が、その家族とともにいきいきと暮らすことができるよう、当事者とその家族が交流できる場を設けました。

⑤ 各分野横断的な支援

- 重層的支援体制整備事業の移行準備事業として、庁内外の関係機関の連携体制の確立に向けた課題整理と検討を行いました。
- 誰もが悩みを抱え込むことなく、自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、ゲートキーパー養成講座を実施しました。
- 誰もが外出できる機会を持てるよう、福祉タクシーの利用助成やデマンドタクシーの運行を行いました。
- 様々な困難を抱えた人にいち早く気づき、支援へとつながるよう、ささえ愛福祉ネットワーク連絡会において個別のケース検討会議を行いました。

⑥ 包括的な支援体制の整備

- 地域における支援の担い手として、介護予防サポーターや認知症サポーター、脳いきいきサポーターの養成講座を実施しました。
- 一人暮らしの高齢者の安否確認を目的として、ボランティアの電話や訪問による安否確認を行いました。
- 認知症の人への支援体制構築を目的として、行政や関係機関が連携した認知症初期集中支援チームによる会議を行いました。
- 相談内容に応じて、関係機関や関係課を複数交えたケース検討を行いました。

5. あさぎり町の今後の保健・福祉のまちづくりに必要なこと

現状や各種調査、取り組み状況を踏まえ、あさぎり町における今後の保健・福祉のまちづくりに必要なことを整理します。

(1) 一人ひとりがつながりを持ち、自らの暮らしをよりよくしていく意識をつくる

- 地域でのつながり意識は、特に若い世代において、希薄になっています。困りごとがあっても、誰かに相談できず地域から孤立してしまうことがないように、地域活動への参加促進や、年齢・性別を超えて交流できる場所や機会を設け、一人ひとりが無理なく地域とつながりを持つまちづくりを推進していく必要があります。
- 健康意識の低下は、将来的に病気がちになったり、寝たきりのリスクにもつながります。自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりが自らの健康や規則正しい生活を意識できる啓発が必要です。
- 福祉に関する取り組みの満足度において、「福祉教育の充実」が最も低くなっています。一人ひとりが地域で暮らす一員としての自覚を持ち、互いに支えあい助けあうために、若い世代から高齢世代まで、様々な福祉教育の推進や地域での学びの場の創出が必要です。
- 福祉に関する情報を得る手段は、世代によって多様化しています。地域の情報や相談先など、町民に必要な情報が必要な時に手に入るよう、きめ細かな情報発信が必要です。

(2) 地域の課題を「わが事」としてとらえ、安全・安心な地域をつくる

- アンケート調査において、回答者の4人に1人が地域において気になる人が「いる」と答えています。こうした人の異変に地域で暮らす住民がいち早く気づき、支援につながるよう、地域で活動する団体や関係機関、行政などが連携体制を構築することが必要です。
- 今後、地域のつながりの希薄化が進むことで、課題を抱えている人に気づきづらくなってしまったり、地域への関心の低下によって、地域で活動する担い手が減少し、地域活動を維持できなくなってしまう可能性があります。地域活動の活性化や参加促進を通じて、地域の課題をみんなで考えたり、地域活動やボランティア活動でつながりあう、いきいきとした地域をつくっていく必要があります。
- 災害に関する備えとして、自分の避難先を知っていると答えた割合は、8割を超えています。一方で、防災訓練への参加割合は半数を下回っています。また、アンケート調査において、回答者全体の約1割が災害発生時に「手助けが必要」と答えています。災害発生時に一人ひとりが適切な対応や避難ができるよう、防災意識の啓発や訓練への参加を呼びかけていくとともに、避難に支援が必要な人への対応について、あらかじめ対応を検討しておくなど、災害への備えを強化していく必要があります。

(3) 誰一人取り残さない重層的な支援体制をつくる

- 福祉に関する制度や取り組みについては、多くの制度や取り組みにおいて、十分な周知が進んでいない状況です。様々な困難や課題を抱える人が、安心して生活を継続することができるよう、制度の周知とあわせて、希望する人が相談や利用に適切につながるよう、制度利用に向けた環境づくりが必要です。
- 庁内や関係機関が互いにネットワークを構築し、単一の機関では解決できない課題にも複数の機関が協働して対応する体制や、制度の狭間や複数の課題にも対応できるよう、分野を超えた連携強化や支援方針の検討を多機関協働で行うことで、誰一人取り残さない支援体制を構築していくことが重要です。
- アンケート調査において、健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべきこととして、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」が最も多くなっています。町民や地域の主体的な健康づくりや地域活動を支援しながら、必要な人に適切なサービスが提供できるよう、高齢者福祉サービスや障がい福祉サービスなどの福祉サービスの安定した提供に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第4次あさぎり町地域福祉計画においては、「ともに生きる地域づくり・自立への努力と支援」を基本理念に町民一人ひとりが主体的に自立した生活に向けて取り組み、それを支える地域づくりに取り組んできました。今後、住み慣れた地域において暮らし続けていくためには、地域のなかでの顔の見える関係づくりとあわせて、地域で孤立したり、悩みを抱え込むことなく、必要なときに必要な支援へとスムーズにつながる支援体制の構築も重要です。第5次あさぎり町地域福祉計画においては、安心して暮らせるまちづくりを進め、地域福祉を推進していくために、基本理念を以下のように設定します。

基本理念

みんなで支えあう、

安心して暮らせるまちづくり



2. 基本目標

基本目標 1

お互いを思いやり、つながりのなかで健やかに暮らせる

地域福祉の基本となるのは、自立した生活に向けた一人ひとりのこころがけや、身近な関係のなかでの支えあいです。また、普段からつきあいのあるご近所だけでなく、地域で暮らす様々な人に関する理解を深め、誰かが支援を必要としているときには支え、時には自分が支えてもらうといった、「お互い様」の関係を深めていくことは、地域共生社会の実現に向けて非常に重要です。福祉に関する意識啓発や、地域活動の参加促進によるつながり強化など、顔の見える関係を構築し、誰もが自分らしくつながりを持って暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標 2

安全・安心な地域で誰もがいきいきと暮らせる

地域の団体が主体的かつ活発に活動することは、地域力の向上につながります。地域で活動する団体や機関は、町民一人ひとりの異変にいち早く気づいたり、それを必要な支援につなげるといった町民と支援との「つなぎ役」としても重要な存在です。活動への支援や参加促進を通じた活動活性化や、団体同士や関係機関とのネットワークづくりを進めます。また、災害時の備えや安全な暮らしの継続に向けた環境整備を地域とともに進め、誰もが普段から安心して暮らし、いざというときにも適切な対応ができる体制づくりを進めます。

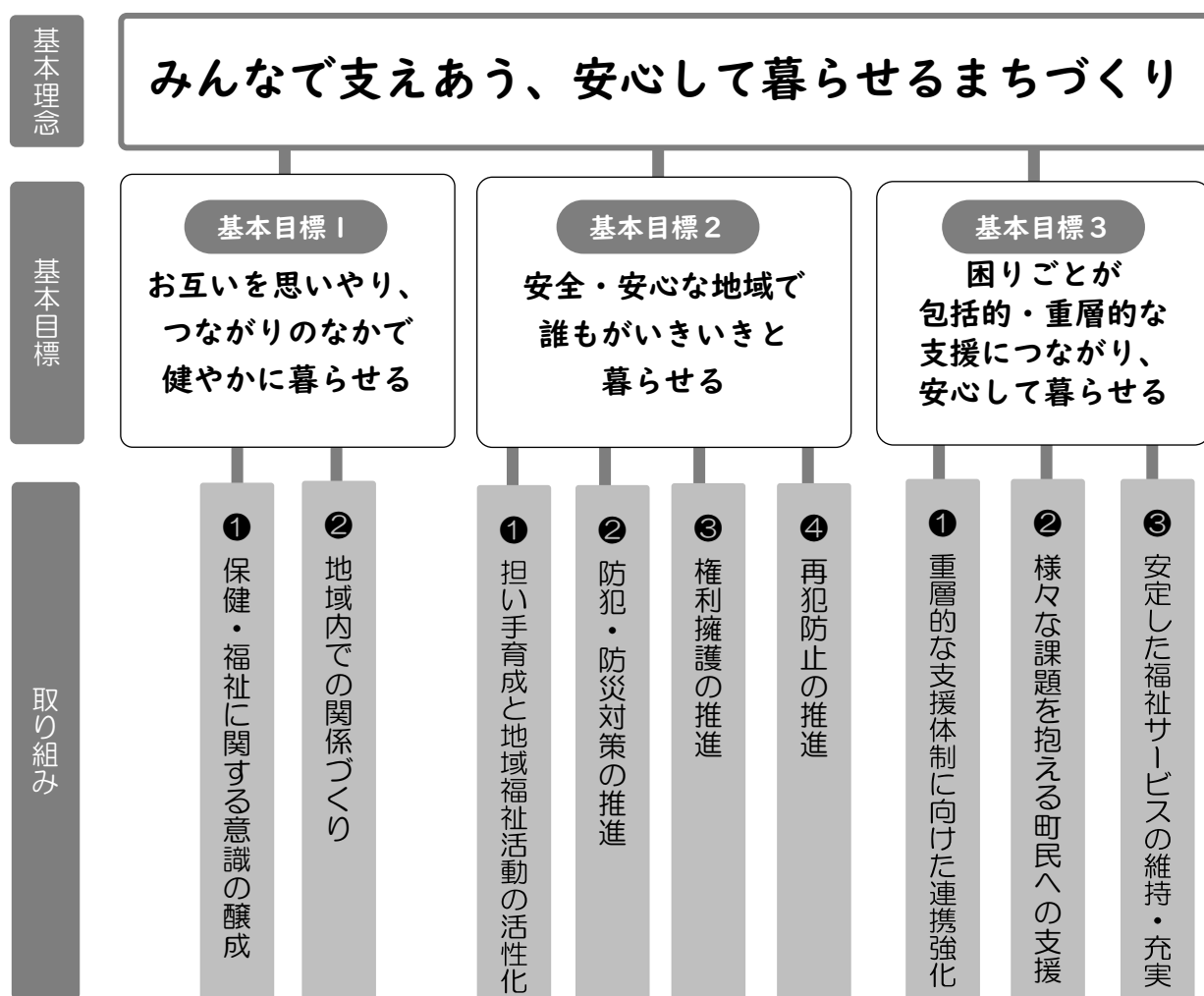
また、高齢者や障がいのある人などの権利を守る成年後見制度の利用支援や生活困窮者支援など、権利を守る取り組みを通じて、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

基本目標 3

困りごとが包括的・重層的な支援につながり、安心して暮らせる

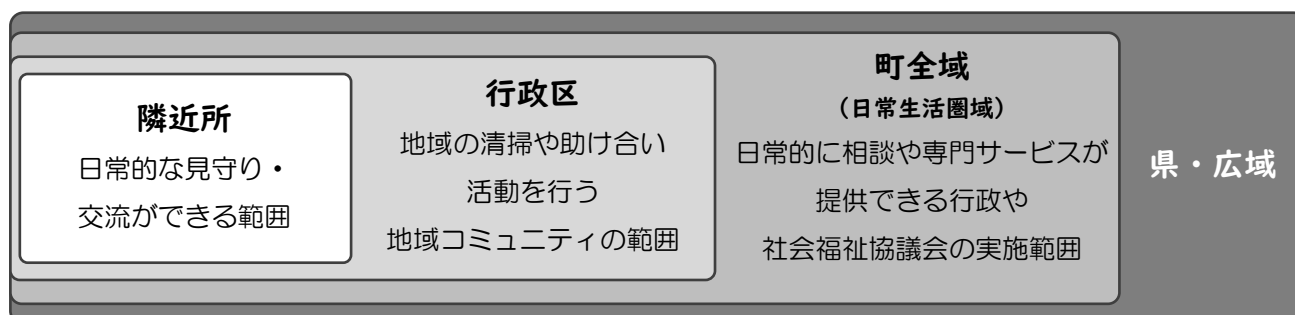
地域共生社会の実現には、住民同士の支えあいだけでなく、家族や地域では解決できない課題に対し、適切な福祉サービスを受けられることが欠かせません。福祉に関する情報提供や相談窓口の充実、家庭から地域、団体、関係機関、行政などが重層的に連携することで、どんな困りごとにも受け止め、支援につながる体制を構築することで、適切な支援を受けながら、住み慣れた地域での暮らしを継続できるまちづくりを進めます。また、福祉サービスの提供体制の維持・充実に取り組み、持続可能な支援体制の構築を進めます。

3. 施策の体系



4. 取り組むうえでの地域の範囲

取り組みを進めていくうえでの「地域」のとらえ方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって異なります。隣近所の最も小さな範囲から、町全域、県・広域まで、地域を重層的にとらえ、適切な範囲において取り組みや施策を展開することで、効果的な活動の推進につながります。



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

お互いを思いやり、つながりのなかで健やかに暮らせる

取り組み

①

保健・福祉に関する意識の醸成

関連する
SDGs



一人ひとりが自分や身の回りの家族の健康を気かけたりすることや、地域には自分だけでなく様々な人が暮らし、共生していることを理解することは、助けあい・支えあいの第一歩となります。情報発信の充実や、健康・福祉に関する理解を深める場をつくることで、保健・福祉のまちづくりを町全体で進めていくための基礎をつくりま



施策の方向性

①様々な情報発信の充実

- 町民の福祉に関する情報を得る手段は多様化が進んでいることから、様々な媒体や機会を通じて、福祉サービスや健康づくりに関する情報を発信します。

②福祉教育の推進

- こどもから高齢者まで、福祉や共生に関する意識を深め、一人ひとりが地域で暮らす一員として自分や周囲のことを気かけ、支えあうことができるよう、福祉や健康に関して学び合う機会をつくり、福祉教育を推進します。

施策の展開における関連計画について

次ページ以降の「行政が取り組むこと」においては、保健・福祉分野において特に関連の深い計画にマークをつけています。なお、いずれの表示もない取り組みや表示されていない計画についても、各分野が連携して取り組みを進めます。

健

あさぎり健康21計画・食育推進計画、いのち支えるまちづくり推進計画

障

あさぎり町障がい者計画
あさぎり町障がい福祉計画・あさぎり町障がい児福祉計画

高

あさぎり町高齢者福祉計画
あさぎり町介護保険事業計画

子

あさぎり町こども計画

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 健康や福祉に関する様々なことに関心を持ち、講演や学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 自らの健康を気にかけ、健診（検診）を受けましょう。

地域・団体のこころがけ

- 地域の交流の場において、相談先などの情報提供をこころがけましょう。
- 健康や福祉に関する研修に積極的に参加し、地域での活動に活かしましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
保健・福祉に関する情報発信	町広報紙や町ホームページ、メール配信、町公式LINE など、様々な機会を通して、地域共生社会や地域福祉、健康意識を高めるための情報発信・啓発を進めます。	健 高 障 子	①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
福祉教育の推進	ボランティア体験や多様な世代の交流機会、福祉に関する講演会、認知症サポーター養成講座など、学校教育や社会教育における福祉教育を推進します。	○ 高 障 子	②	生活福祉課 高齢福祉課 教育課 社会福祉協議会
健康維持のための意識醸成	健康づくりに関する情報発信を行い、一人ひとりの健康に関する意識向上に努めます。	健 ○ ○ ○	①	健康推進課
募金や寄付の推進	社会福祉協議会を中心に、募金や寄付への呼びかけを通じて、町民の福祉のまちづくりに貢献する意識の醸成に努めます。	○ ○ ○ ○	②	総務課 社会福祉協議会
計画の周知	保健福祉総合計画をはじめとする各種計画について、町広報紙を活用して周知を行うことで、町民に町の取り組みを知ってもらう機会をつくります。	健 高 障 子	①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課
福祉サービス冊子の作成・活用	福祉サービスや各種制度の利用、手続きに関する内容をまとめた冊子を作成し、窓口での案内や家庭訪問などの機会に活用します。	○ 高 障 子	①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会

地域で暮らす誰もが、無理のない範囲で周囲とつながりを持つことは、日常のコミュニケーションから周囲の異変に気づいたり、災害発生時の適切で安全な避難において重要な役割を担います。地域において、誰もが集って話をしたり、ともに身体を動かしたりする場所づくりの推進や、地域内でのコミュニケーションの活性化を通じて、地域のきずなを深め、顔の見える関係づくりを進めます。



施策の方向性

① ご近所づきあいや地域活動の活性化

- 行政区内や地域で行う活動への支援を通じて、地域で暮らす人同士が協力して行う活動の活性化を図ります。地域内で顔の見える関係をつくり、誰かが支え、誰かが支えてもらうといった一方向的な関係ではなく、互いに支えあいの関係を持つ「お互い様」のつながりのある地域づくりを支援します。

② 地域の集いの場づくりの推進

- 地域内で行う運動教室やサロン活動など、町民主体の活動に対する支援を行うことで、活動内容のマンネリ化を防ぐとともに、新たな活動の立ち上げ支援や活動が滞っている団体への再開支援などに取り組みます。

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 地域内であいさつを交わしましょう。
- お互いに顔や名前がわかり、世間話ができるなど、地域に住む人との関係性を築きましょう。

地域・団体のこころがけ

- あいさつ運動や地域の見守り活動を実施し、地域全体のつながりの意識をつくりましょう。
- 周囲の人を地域活動や交流の場に誘いましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
健康づくり事業の推進	地域の身近な場所で誰もが健康づくりに取り組めるよう、健幸運動教室やデジタル健幸ポイント事業等、継続して実施します。	健 高 障	②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 教育課
介護予防の推進	高齢者の介護予防や重度化防止、認知症予防のため、体操教室やリハビリテーションの支援、地域サロンなどへの講師派遣を行います。	健 高 障	②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
行政区や地域活動の支援	区長会や関係機関と連携のもと、行政区や地域で活動する団体などに対し、情報提供や相談などの活動支援を行います。	健 高 障 子	① ②	総務課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会
当事者同士の交流の場づくり	認知症高齢者とその介護者、在宅で介護をしている家族や子育て世代、障がいのある人など、様々な悩みを抱えている人が、当事者同士で交流できる場を設けます。	健 高 障 子	②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会

基本目標 2

安全・安心な地域で誰もがいきいきと暮らせる

取り組み

1

担い手育成と地域福祉活動の活性化

関連する
SDG s



地域では、様々な団体や担い手が活動しており、地域福祉の推進や安全・安心な地域づくりにおいて非常に重要です。地域において様々な組織が意欲的に活動できるよう、担い手確保に向けた支援や団体同士の連携強化に取り組めます。



施策の方向性

①地域活動団体への支援

- 地域で活動している民生委員・児童委員やボランティア団体などが、どんな活動をしているのか周知を進めることで地域の理解と関心を深めます。また、情報提供や活動に関する相談支援を行います。

②活動の担い手育成

- 地域内で行う運動教室やサロン活動において、主体的に参加するサポーターの養成を行い、活動の活性化につなげます。

施策の展開

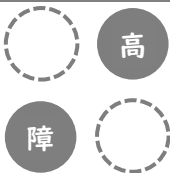
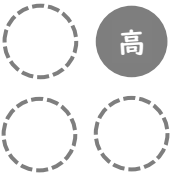
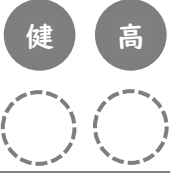
一人ひとりのこころがけ

- 地域で活動しているボランティア団体を
知り、興味のある活動に参加しましょう。
- 自分の得意なことや経験が活かせる活動
があれば、積極的に参加しましょう。

地域・団体のこころがけ

- 地域で活動している団体同士で交流し、
連携を深めましょう。
- 団体での活動を通じて誰もが暮らしやす
い地域づくりに取り組みましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連 施策	関係課等
ボランティア 活動の支援	地域のボランティア団体について、社会福祉協議会や関係機関と連携し、活動内容の周知や新たな担い手の確保を支援するとともに、ニーズに応じた研修を実施します。		① ②	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
地域活動の担 い手育成	地域で実施しているサロン活動や体操教室などにおいて、主体的に活動する人材として「脳いきいきサポーター」や「介護予防サポーター」などの養成に取り組みます。		②	高齢福祉課 社会福祉協議会
専門職の派遣	身近な場所で健康づくりに関する支援や指導が受けられるよう、地域のサロン等に保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が出向いて行う講座の内容の充実に努めます。		①	高齢福祉課 健康推進課
民生委員・児童 委員の活動支 援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員について、活動内容の周知を行うとともに、行政や関係機関との連携強化・情報共有を行うことでネットワークを構築し、気づきから支援まで切れ目ない支援体制を構築します。		①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会

日頃から地域でつながり、お互いを気にかけてあうことは、犯罪を未然に防いだり、災害発生時に自らの安全を確保しながら、適切な対応をとるためにも重要です。防犯に向けた地域の協力体制の構築や、災害発生時の対応に向けた、支援が必要な人の把握、支援方針の検討といった、誰もが安全で、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、誰もが地域において安心して生活を送るために、生活を支える基盤の整備を進め、誰もが安心して暮らせる生活環境をつくります。



施策の方向性

①防犯・防災のまちづくりの推進

- 地域において、見守り活動やあいさつ運動などを行うなかで、日頃からのコミュニケーションを促進し、犯罪を未然に防ぐ地域ネットワークを構築します。
- 地域での防災訓練等を通じて、町民一人ひとりの災害に備える意識を深めます。また、災害発生時に、自力で避難することが困難な方の把握を進めるとともに、行政・関係機関などと役割分担を行いながら避難方策を検討することで、誰もが適切に避難ができる支援体制の構築に取り組みます。

②生活環境の整備

- 居住環境や就労環境の確保、移動手段の整備といった生活環境の維持・整備に取り組みます。

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 地域の防災訓練に参加し、避難場所や避難ルートを確認しましょう。
- 住まいや就労について困ったことがあれば、相談窓口を活用しましょう。

地域・団体のこころがけ

- 日頃から地域のつながりづくりを進め、犯罪を未然に防ぎましょう。
- 活動を通じて、地域全体の防災意識の向上に取り組みましょう。
- 活動のなかで、メンバーや地域の人たちの状況を把握し、必要があれば声をかけたり相談窓口へつなぎましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
地域の防犯体制の充実	「こども110番の家」の周知と登録推進や、地域で実施する見守り活動への支援を通じて、地域やこどもたちの安全を確保します。また、高齢者や障がいのある人などが、詐欺などの犯罪被害に遭うことのないよう、啓発を行います。		①	生活福祉課 高齢福祉課 教育課 社会福祉協議会
地域ごとの防災対策の強化	高齢者や障がいのある人など、災害時に避難に支援が必要な人を把握するとともに、地域の実情を踏まえた地区防災計画の策定を進め、地域での避難訓練や、避難所の運営を関係機関と連携して取り組みます。		①	総務課 生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課
生活環境の整備	居住や就労に困難を抱えている世帯については、情報提供を行うなど、生活の安定、自立の促進に取り組むとともに、デマンド交通などの周知・利用促進を進め、誰もが気軽に移動できる環境を整えます。		②	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

誰もが自分らしく生きていくためには、自らの権利が守られ、不当な扱いをされない・させない環境の構築が基本となります。支援を必要としている人が自らの意思に基づいて財産管理が行われるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用促進に取り組みます。また、地域において虐待やDVなどの暴力を未然に防ぎ、発生した際にも早期発見・早期対応ができる環境をつくることで、誰もが安全に暮らせるまちづくりを推進します。



施策の方向性

①権利擁護に関する事業や制度等の利用促進

- 福祉サービス等を利用する人が、適切な財産管理のもと、自らの意思に基づいて選択することができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用について、情報提供による周知や利用しやすい環境整備を進めます。

②虐待や暴力の防止と対策の強化

- こどもやパートナー、高齢者、障がいのある人への暴力はいかなる理由があっても許されるものではありません。関係機関が連携し、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の支援体制を構築します。

施策の展開

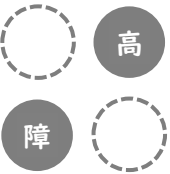
一人ひとりのところがいけ

- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について理解を深め、必要があれば利用について話してみましょう。
- 虐待や暴力が疑われる人がいた場合には、速やかに関係機関に通報しましょう。

地域・団体のところがいけ

- 周囲で虐待や暴力が疑われる人がいた場合には、声かけをしたり、速やかに関係機関に通報するなど、地域で虐待を防ぎ早期に対応できる体制を構築しましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
人権尊重・擁護の推進	人権擁護委員との連携のもと、人権に関する相談支援や人権啓発活動を実施します。		①	町民課 生活福祉課 高齢福祉課 教育課
権利擁護事業に関する周知と利用支援	「成年後見制度利用促進計画」等に基づき、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用環境整備を進め、適切な利用につなげることで、判断する能力に不安を感じる人の権利を守り、適切な支援を行います。		①	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
虐待の未然防止と早期対応	虐待やパートナーからの暴力防止に関する啓発と相談窓口の周知を進めるとともに、虐待を発見した場合や疑われる場合に、速やかに通報することの重要性や、通報先の周知を進めます。		②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課
再発防止に向けた支援	関係機関との連携のもと、虐待を早期発見・早期対応できる体制を強化するとともに、家族やパートナー、介助者が抱えている課題にも着目し、再発防止に向けた支援を行います。		②	生活福祉課 高齢福祉課

全国的に刑法犯の認知件数は減少している一方で、そのうちの再犯者の割合増加が課題となっているなか、犯罪や非行をした人が地域で更生していくうえでの厳しい生活環境や生きづらさの改善が必要となっています。犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対し、行政や関係機関、団体が協力して支援を行い、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



施策の方向性

①関係機関との連携強化と適切な保健医療・福祉サービスの提供

- 出所後に支援が必要な人が、適切に福祉サービス等を利用できるよう、関係機関での連携を強化し、対応する体制を構築します。

②就労・就学・居住支援

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人が就労や居住に問題を抱え、再び罪を犯すことのないよう、就労や居住に関する支援を行います。また、非行防止に向けた相談支援や通学や進学を中断した未成年に対する就学支援を行います。

③広報・啓発活動の推進と地域全体での協力

- 社会を明るくする運動をはじめとした再犯防止に関する啓発の機会を通じて、地域の理解と協力体制を深めます。

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 再犯防止に関する取り組みに関する理解を深めましょう。

地域・団体のこころがけ

- 再犯防止に関する取り組みに関する理解を深め、地域で支える体制を構築しましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
適切な利用に向けた連携	自立した生活が困難な出所者が、出所後速やかに支援を受けることができるよう、関係機関と連携し情報共有と支援方針の検討を行います。		①	生活福祉課 高齢福祉課
生活・居住安定に向けた支援	本人の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度等の就労支援につなげ、生活安定に向けた支援を行います。市内の公営住宅の募集状況などについて、回覧や町ホームページを通じた情報提供を行います。		②	生活福祉課 高齢福祉課 建設課
非行防止と就学支援	こども家庭センター、学校、関係機関・団体が連携し、非行の未然防止・早期対応に向けた支援を行います。また、進学や通学を中断している未成年に対し、本人の意向を踏まえて就学を支援します。		②	生活福祉課 教育課
保護司の活動支援	保護司会が実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する活動に対し、必要に応じて関係機関と連携した支援や活動に関する周知を行います。		③	生活福祉課

基本目標 3

困りごとが包括的・重層的な支援につながり、 安心して暮らせる

取り組み

①

重層的な支援体制に向けた連携強化

関連する
SDGs



地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に複雑化・多様化する地域課題に柔軟に対応し、適切な支援ができる体制をつくることが求められています。分野や制度ごとの縦割りではなく、関係課や関係機関、団体、地域が連携し、誰一人取り残さず、適切な支援につなげることができる体制を構築します。



施策の方向性

①重層的な支援体制の整備

- これまで保健・福祉の個別分野において構築してきた既存の行政・関係機関・地域の連携を強化することで、多分野・多機関で柔軟な支援ができるネットワークを構築し、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を推進します。

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 悩みを抱え込まず、相談窓口を活用しましょう。

地域・団体のこころがけ

- 悩みや困りごとを抱えている人や世帯があれば、相談窓口へつなぎましょう。
- 地域内や団体間の連携を強化し、自身の活動では解決できない課題を連携して取り組める体制をつくりましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
多機関協働の推進	複合的な課題や制度の狭間のニーズに対応できるよう、既存のネットワークを活用しながら、庁内関係課や関係機関、団体、地域などの連携体制を強化するとともに、各機関の役割分担を明確化することで、多機関協働で課題解決に取り組みます。		①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
アウトリーチ等の柔軟な相談支援体制の整備	窓口に出向いての支援が困難な人や、声をあげられない人への支援に向けて、地域や既存のネットワークとの連携による把握や訪問での相談など、柔軟な支援体制の構築に向け取り組みます。		①	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
社会参加や地域づくりの推進	地域の社会資源や地域のサロンや集いの場など、幅広い分野と連携しながら、本人や世帯の状況に応じた社会参加や交流の場、居場所づくりに取り組みます。		①	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
相談支援体制の充実	困りごとや悩みごとに合わせた相談窓口について、町民への周知と利用促進に取り組みます。また、各相談窓口の連携強化や職員の資質向上に努め、複合的な課題や分野横断的な相談内容に対応できる体制を構築します。		①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会

地域で生活している世帯や個人によって、家庭環境や生活状況は異なり、それぞれの抱えている悩みや課題に応じた支援が必要です。これまでの保健・福祉の個別分野では対応が難しい課題や、さらにきめ細かな支援などに対し、寄り添った支援を展開します。



施策の方向性

①一人ひとりの状況に応じた支援の展開

- 制度の狭間や孤独・孤立など、個別分野では対応が難しい課題等について、関係機関との連携のもとで支援を行うとともに、相談窓口の周知を進めることで、「どこにも相談できない」といったことのない相談しやすい環境をつくれます。

②生活困窮者の自立支援

- 生活に困窮している世帯は、年代を問わず存在し、実態を把握しづらいことから、関係機関や団体と連携した把握に努め、自立に向けた支援を行います。

③自殺対策の推進

- こころの健康を保つための相談窓口をはじめとした支援体制の整備や、地域において生きることを支援するゲートキーパーの養成を行います。

施策の展開

一人ひとりのこころがけ

- 家族や地域で悩んでいる人がいれば、相談窓口につなげるとともに、気になることがあれば自ら相談しましょう。

地域・団体のこころがけ

- 日頃から声をかけあったり、見守りを行うなど、悩みを抱えていても声をあげられない人や世帯の把握に努めましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
孤独・孤立対策の推進	子育て世代への訪問や居場所の提供、高齢者の生きがいづくりなどを通じて、幅広い世代の孤独・孤立対策を進めます。	健 高 障 子	① ②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
生活困窮者への支援	生活に困窮している世帯に対し、健康や就労、家計支援等の多面的な支援を行えるよう、窓口での相談と支援方針の検討を行います。	障 高 障 子	① ②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
制度の狭間への対応	制度の狭間の問題などで、必要な支援を受けることができていない世帯の把握に努め、分野横断的な連携のもとで対応方針を検討し、支援を行います。	障 高 障 子	①	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
こども一人ひとりに応じた支援	こどもの特性や障がい、世帯の状況などに関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、成長段階に応じた支援を行うとともに、地域や民間によるこどもとその家庭へサポートを行う団体を支援します。	障 子	①	生活福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会
誰ひとり自殺に追い込まれないまちづくり	「あさぎり町のち支えるまちづくり推進計画」に基づき、誰ひとり自殺に追い込まれないあさぎり町の実現に向けて、取り組みを進めます。	健 子	③	生活福祉課 健康推進課

安定した福祉サービスを適切に受けられる環境を整えることは、住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤となります。子育て・高齢者・障がいのある人など、分野ごとのサービスを安定して提供できるよう、適切な利用の促進とサービスの維持・充実を進めます。



施策の方向性

①福祉サービスが適切に利用できる環境づくり

- 誰もが支援を必要としたときに、福祉サービスの適切な利用ができるよう、サービス費用の適正化や職員の資質向上を進めるとともに、サービス提供に関わる関係機関の連携を強化し、サービス受給者一人ひとりのニーズに沿った支援の提供ができる環境を整えます。

②各種福祉サービスや支援体制の維持・充実

- 子育て支援・障がい福祉・高齢者福祉をはじめとした福祉サービスが持続可能な運営となるよう、サービスの維持・充実に努めます。

施策の展開

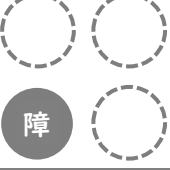
一人ひとりのこころがけ

- 福祉サービスや制度に関する情報を積極的に集め、適切に利用しましょう。
- サービスの内容で気になることがあれば、行政に相談しましょう。

地域・団体のこころがけ

- 公的サービスでは対応が難しい地域の細かなニーズについて、住民主体の支援ができないか検討してみましょう。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関連計画	関連施策	関係課等
適切なサービス利用と職員の資質向上	適切なサービス利用の推進や費用の適正化などを行い、持続可能な介護サービスの提供体制を確保します。また、町内の介護職員を対象とした研修会の実施を通じて、サービスの質の向上につなげるとともに、事業者同士の交流を深めます。		①	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
地域包括ケアシステムの深化・推進	住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携し地域包括支援システムを深化・推進します。		① ②	生活福祉課 高齢福祉課 健康推進課
切れ目のない子育て支援の展開	こども家庭センターと関係機関が連携して、妊娠、出産、育児までの切れ目のない支援体制を構築します。また、就学支援や放課後の居場所づくりなど、安心して子育てができる環境づくりを進めます。		②	生活福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会
障がい福祉の推進	障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、介助者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の維持・充実に向けて取り組みます。		②	生活福祉課 社会福祉協議会
社会福祉法人との連携	社会福祉法人が運営する施設・事業所の横断的なつながりを構築し、意見交換や情報共有を行うとともに、幅広いサービスの展開に向けた検討など、施設や専門性を活かした取り組みを推進します。		①	生活福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

第5章 あさぎり町成年後見制度利用促進計画

1. 計画策定の背景

成年後見制度は、平成 12 年に介護保険制度と同時に設立された制度であり、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度です。

全国的な高齢化に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者は今後も増加していくと考えられており、成年後見制度は、社会全体で支えあうために重要な手段であるといえます。

一方で、成年後見制度の認知度は依然として低い状況にあります。そんななか、国においては、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、平成 29 年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

あさぎり町においては、平成 27 年度より、人吉球磨成年後見センターの運営開始に伴い、同センターと連携を図りながら、町内の地域ネットワークを活かした早期対応を基本とし、高齢者や障がいのある人の権利擁護を推進しています。今後も判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人が、自らの意思と判断に基づいた適切な財産管理のもと、適切なサービス利用を通じて、安心して暮らし続けることができるよう、あさぎり町成年後見制度利用促進計画を策定し、制度の利用促進に向けた取り組みを進めていくこととします。

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利・理念（障がいを持つ者と持たない者とが平等に生活する社会を実現させる・本人の残存能力の活用・自己決定の尊重）を守る援助者（成年後見人等）を選任することにより、本人の権利や財産を守り、生活を支援する制度です。制度は大きくわけて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

（1）法定後見制度

制度の概要	本人の判断能力が低下してから親族等が申し立てをし、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。
申し立て手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる
後見監督人等の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される

（2）任意後見制度

制度の概要	本人に十分な判断能力があるときに、あらかじめ任意後見人となる人や代わりにしてもらいたいことの内容を定めておき、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見人等が支援する制度です。
申立手続	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結。この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない
後見監督人等の選任	全件で選任される

3. あさぎり町の成年後見制度に関する状況

あさぎり町においては、今後も認知症高齢者が増加していくと見込まれているとともに、精神障がい者の人数は増加傾向となっています。成年後見制度の利用者数は、70～80 人程度で推移しており、人吉球磨成年後見センターの相談件数は増加傾向となっています。

■認知症高齢者の推計

	認知症高齢者
令和2年	1,111 人
令和7年	1,118 人
令和12年	1,123 人
令和17年	1,189 人

資料：あさぎり町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

■精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者数

	精神障害者 保健福祉手帳	療育手帳
令和2年	134 人	236 人
令和3年	140 人	246 人
令和4年	144 人	248 人
令和5年	154 人	260 人

資料：生活福祉課（各年3月末現在）

■成年後見制度の利用者数

	後見	補佐	補助	任意後見	合計
令和3年	74 人	4 人	0 人	0 人	78 人
令和4年	74 人	5 人	2 人	0 人	81 人
令和5年	73 人	6 人	3 人	0 人	82 人

資料：熊本家庭裁判所後見センター

■申立て件数

	町長申し立て件数				総申立て件数 (町長以外も含む)
	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計	
令和3年	0 件	1 件	0 件	1 件	5 件
令和4年	6 件	1 件	0 件	7 件	13 件
令和5年	1 件	0 件	0 件	1 件	3 件

資料：熊本家庭裁判所後見センター

■人吉球磨成年後見センターにおける成年後見制度に係る相談件数

	件数
令和3年	562 件
令和4年	558 件
令和5年	719 件

資料：人吉球磨成年後見センター

■後見人等の報酬助成申請件数

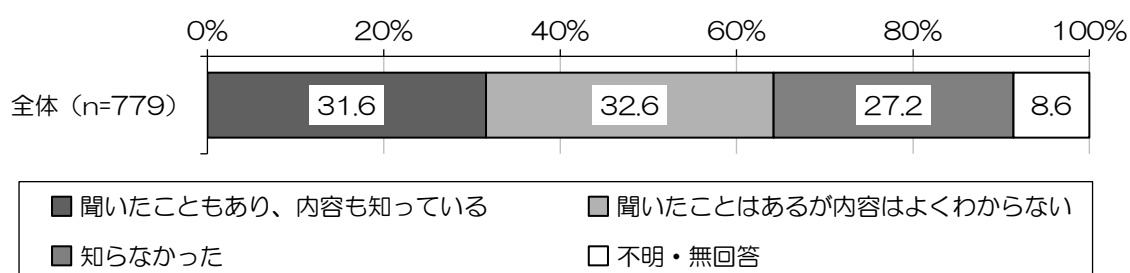
	高齢者	障がい者	合計
令和3年	0 件	0 件	0 件
令和4年	0 件	0 件	0 件
令和5年	1 件	0 件	1 件

資料：高齢福祉課・生活福祉課

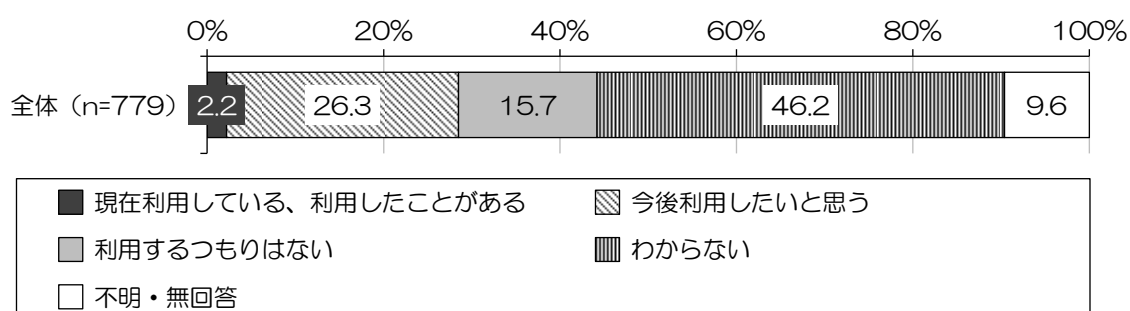
第5次あさぎり町保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査をみると、成年後見制度について内容も知っている割合は3割程度となっているほか、今後の利用意向については、「わからない」と答えた割合が最も多くなっています。

また、成年後見制度を「利用するつもりはない」「わからない」と答えた理由については、「今は必要ないが、今後必要な時に考えたいと思うから」「制度をよく知らないから」が多くなっています。

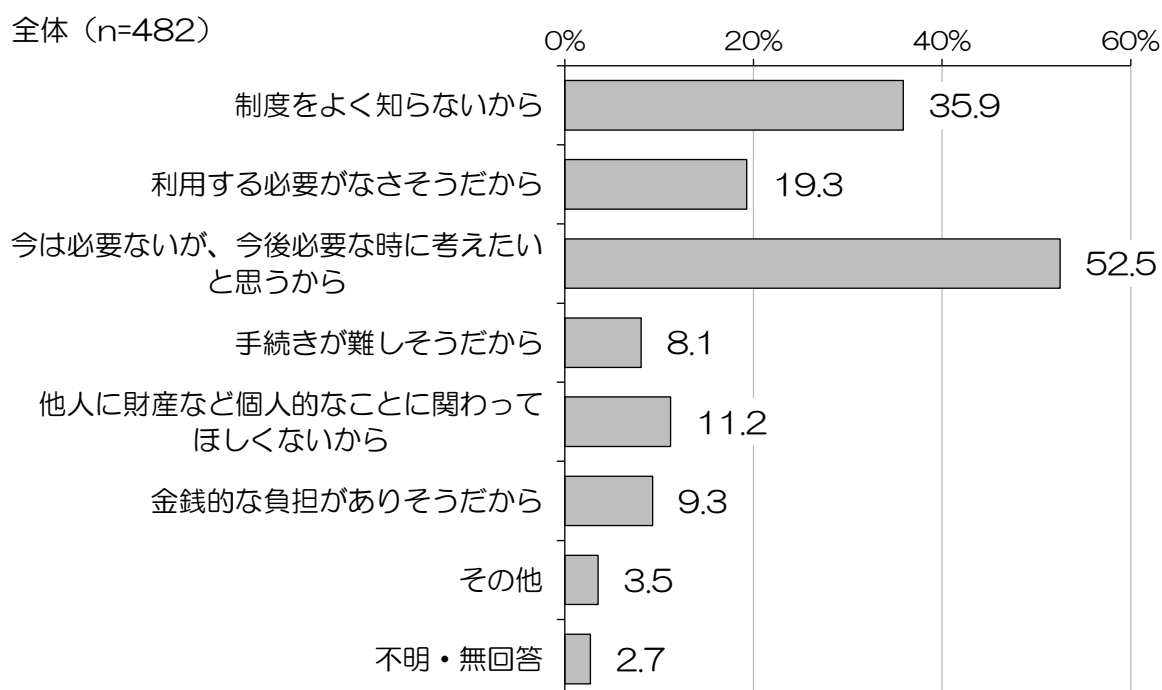
■成年後見制度の認知度



■成年後見制度の利用意向



■成年後見制度を「利用するつもりはない」「わからない」と答えた理由



4. 施策の展開

成年後見制度の利用促進に向け、あさぎり町においては以下の2つの方向性で取り組みを進めていくこととします。

① 成年後見制度の広報・啓発と担い手の育成・支援

② 成年後見制度を利用しやすい体制の構築

① 成年後見制度の広報・啓発と担い手の育成・支援

あさぎり町においては成年後見制度に関する認知度が依然として高くない状況であることから、制度の利用促進に向けて、正しい理解を深めるための広報・啓発を推進します。また、今後利用を希望する人の増加に対応できるよう、制度に関する担い手の育成と支援に取り組みます。

行政が取り組むこと

取り組み	内容	関係課等
制度に関する 周知・啓発	町内で活動している団体や関係機関と連携し、パンフレットの配布や、研修会やイベントの開催を通じて、町民の理解を深めます。	生活福祉課 高齢福祉課
制度利用につ なげる体制の 構築	医療や福祉職員への成年後見制度の周知を進め、制度の利用につなげる必要がある人の早期発見に努めます。	生活福祉課 高齢福祉課
市民後見人の 養成	町民が支援の担い手となる市民後見人の育成を進めるとともに、家庭裁判所等との連携のもと、活動できる環境づくりを進めます。	生活福祉課 高齢福祉課
法人後見への 支援	法人後見は、公共性、継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、関係機関との連絡調整も取りやすいことから、利用者の安心した制度利用につながるよう周知を強化します。	生活福祉課 高齢福祉課
親族後見人へ の支援	制度に対する情報提供や研修会の案内などを通じて、親族後見人の孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう支援します。	生活福祉課 高齢福祉課

② 成年後見制度を利用しやすい体制の構築

成年後見制度の利用が望ましい人や利用を希望する人が、スムーズに相談や利用につながるよう、地域での連携や関係機関のネットワークの構築に取り組みます。

行政が取り組むこと		
取り組み	内容	関係課等
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	保健・医療・福祉・司法など多分野が連携し、制度の利用を支援する地域連携ネットワークの構築を進めます。また、成年後見制度に関わる人に対して研修会等を開催し、専門的知識を深めるとともに、利用者の早期発見と適切な制度利用につなげます。	生活福祉課 高齢福祉課
中核機関の設置・運営	広域的な連携のもとで適切な対応と支援ができるよう、球磨圏域の中核機関である「人吉球磨成年後見センター」との連携を強化します。	生活福祉課 高齢福祉課
利用者と後見人を支える仕組みづくり	利用者とその身近な関係にある人や関係機関がチームとなって本人の意思を尊重した支援ができる体制を構築するとともに、個々のチームに向けた必要なサポートができるよう、専門機関や団体による協議会の設置を目指します。	生活福祉課 高齢福祉課
適切な受任に向けた取り組み	本人の意向や必要とする支援を把握するとともに、望ましい後見人等の選任に向け、地域連携ネットワークや中核機関が本人の状況を的確に家庭裁判所に伝えます。また、判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対しては、市町村長申立を適切に行い、関係機関と連携しながら制度利用につなげます。	生活福祉課 高齢福祉課
制度利用に関する助成	申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、成年後見制度利用支援事業を活用し助成を行います。今後報酬助成の対象拡大についても検討します。	生活福祉課 高齢福祉課

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画を町民へ広く周知するため、町広報紙や町ホームページ等を活用します。地域福祉の推進や福祉のまちづくりは、町民一人ひとりに関わる取り組みであり、住民と行政が一体となって取り組む必要があるため、町民への啓発を行うとともに、計画推進に関わる各行政区の福祉組織、社会福祉協議会などの関係機関等に対して、町全体で取り組みを推進していくよう呼びかけていきます。

2. 計画の評価・確認

本計画を推進するために、関係機関・団体等から構成する「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会」において、計画の取り組み状況を評価し、改善・充実に向けた検討を継続的行っていきます。また、地域福祉に関する様々な問題提起や提案も行います。

3. 取り組み評価項目

本計画では、地域福祉計画の取り組みによって町民の意識がどの程度変化したか、客観的な評価を行うため、アンケート調査項目のうち、特に地域福祉計画の取り組みと関連が深い項目を精査し、「取り組み評価項目」を設定することとします。計画期間満了時には、再度アンケート調査を実施することで、計画期間中の取り組みの効果を検証できるようにします。

基本目標1の取り組み評価項目	
項目	令和6年
福祉に関心のある町民の割合（「とても関心がある」「関心がある」の合計）	70.0%
地域活動に参加している町民の割合（「参加している」の割合）	29.9%
基本目標2の取り組み評価項目	
項目	令和6年
自分の行政区の民生委員・児童委員を知っている町民の割合	53.3%
地域の防災訓練に参加している町民の割合	42.7%
成年後見制度について、内容まで知っている町民の割合	31.6%
再犯防止の取り組みについて、内容まで知っている町民の割合	9.5%
基本目標3の取り組み評価項目	
項目	令和6年
行政や関係機関が協力・連携し支援していることに満足している町民の割合（「満足」「やや満足」の合計）	54.0%

資料編

I. 用語解説（五十音順）

アウトリーチ	「外へ手を伸ばす」の意味。福祉分野においては、支援を必要としていても自ら声をあげられなかったり、相談窓口へ訪れることが難しい人などに対して、訪問による相談を行うなど、支援をする側からアプローチを行うこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが求められる。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
スクールカウンセラー	「こころの専門家」として、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒のこころのケア等の業務に携わる、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	こどもの家庭環境に関する問題に対処するため児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。
DV	ドメスティック・バイオレンス。夫婦間やパートナー間、元夫婦間の暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

2. 策定経過

●地域福祉計画策定経過

年月日	内容
令和6年6月5日(水)	第1回あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会
令和6年7月9日(火)～ 令和6年7月24日(水)	第5次あさぎり町保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査
令和6年9月24日(火)	第2回あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会
令和6年11月20日(水)	第3回あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会
令和7年1月8日(水)	第4回あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会
令和7年1月22日(水)～ 令和7年2月10日(月)	パブリックコメント

3. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会条例

平成15年4月1日

条例第90号

(設置)

第1条 本町は、住民の創意工夫を生かした福祉サービスと保健・医療サービスの一体的推進を図るため保健福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業計画の作成及び事業の推進に関すること。
- (2) その他事業計画の作成及び事業の推進に関して必要な事項。
- (3) 事業計画期間の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内と若干人の専門家で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 住民の代表者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、次の三つからなる。

- (1) 全体会 全委員で構成し、計画策定全般及び評価について協議する。
- (2) 代表者会 各部会の代表者数名と専門家で構成し、部会の取りまとめを行う。
- (3) 部会 必要に応じ全体会で構成委員を定め、各保健福祉計画の策定・評価について協議する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは証明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部)

第8条 専門的な調査及び検討を行うため専門部会を置き、関係機関のうち町長が委嘱する。

2 専門部会は、委員長の命を受け調査及び研究を行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た事柄について他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第48号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4. あさぎり町保健福祉総合計画策定委員名簿

個別計画策定委員による各計画審議の審議に加えて、各策定委員会の代表者による代表者会、全委員による審議を行う全体会において地域福祉計画の審議を行い、策定を行いました。

高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員（10名）			
東 敏寛	球磨郡医師会	宮原 亮治	社会福祉協議会
河野 雄一	介護福祉施設	豊永 憲二	区長会
田頭 祐一郎	居宅介護支援事業所	山下 久美子	民生児童委員会
権頭 弘賢	地域密着型サービス事業所	木村 一雄	被保険者 代表
山片 てい	介護予防事業所	深水 恵寛	被保険者 代表
健康 21・食育推進計画策定委員（10名）			
桑原 武夫	区長会 代表	菱刈 吉雄	あさぎり町校長会 代表
梅田 美恵子	婦人会 代表	小山 江理	あさぎり町栄養教諭
久保田 球美子	食生活改善推進員協議会 代表	中村 麻有	町内保育園認定・こども園 代表
窪田 龍記	総合型スポーツクラブ 代表	本村 俊一	あさぎり町商工会 代表
井手永 愛	スポーツ推進員 代表	皆越 美保	J A 代表
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画策定委員（11名）			
川重 敏郎	身体障害者協議会 会長	工藤 稔弘	相談支援専門員
川野 岩己	精神障害者家族会	白坂 和彦	相談支援専門員
遠山 幸穂	身体障害者相談員	入江 かおり	社会福祉協議会
福田 加代	知的障害者相談員	山下 伸幸	さくらんぼの会 会長
桑原 利典	あさぎり町農政協議会	前坂 泰士	主任支援ワーカー
中村 朋美	相談支援専門員		
子ども・子育て支援事業計画策定委員（9名）			
深水 由貴子	母子保健推進員 代表	中神 洋一郎	保護者 代表
池崎 友紀	養護教諭 代表	中村 幸人	保護者 代表
宮崎 薫	養護教諭 代表	酒井 照美	主任児童委員 代表
上村 宏美	私立保育園 代表	福原 寿	社会福祉協議会
季平 倫子	認定こども園 代表		

（順不同、敬称略）

第 5 次あさぎり町地域福祉計画

発行年月 令和 7 年 3 月

発 行 熊本県 あさぎり町

編 集 あさぎり町 生活福祉課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地